今和3年度第1回兵庫県環境審議会水環境部会

諮問第 41 号

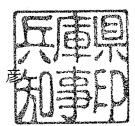
兵庫県環境審議会

栄養塩類管理計画及び第9次総量削減計画の策定 並びに総量規制基準の改正について(諮問)

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内法」という。) 第12条の6に基づく栄養塩類管理計画の策定、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。)第4条の3に基づく第9次総量削減計画の策定並びに水濁法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の改正について、水濁法第21条第1項の規定により諮問します。

令和3年8月31日

兵庫県知事 齋藤 元



(諮問理由)

かつて「瀕死の海」と呼ばれた瀬戸内海は水質保全対策等により、水質が大幅に改善された。しかし、近年はノリの色落ちや漁獲量の減少が深刻化し、その要因として海域の全窒素・全りん濃度の低下、水温の上昇等が指摘されている。

このような中、国では「規制」中心の水環境行政からきめ細やかな「管理」への転換を図るため、本年6月に瀬戸内法を改正し、あわせて、第9次総量削減基本方針の策定に向けた検討を進めている。

豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けて、水質の保全及び管理の観点から「栄養塩類管理計画」の策定について、また、「第9次総量削減計画」の策定並びに化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の改正について意見を求める。